

雪害に対する農業用ハウス等被害防止対策

平成29年3月31日
農政部経営技術課

宇都宮地方気象台によると、栃木県では、31日夜から雨が次第に雪に変わり、4月1日明け方にかけて平地でも積雪となる所がある見込みです（雪に関する栃木県気象情報第1号平成29年3月31日10時55分発表）。

平成26年2月に発生した大雪による甚大な被害を二度と繰り返さないため、下記の対策の徹底をお願いします。

なお、作業時には人命を最優先に二次災害の防止をお願いします。

記

I 事前対策

1 情報収集

(1) 「栃木県防災メール」や「とちぎ農業防災メール」などによる情報収集に努める。

2 融雪準備

(1) 暖房機の燃油残量と正常動作を確認する。

(2) 発電機を準備し、動作確認を行う。

(3) ハウス周囲に排水路を掘り、融雪水の排水対策を行う。

3 積雪防止

(1) 谷樋や排水路のゴミを除去する（特に雨樋の落とし口部）。

(2) 被覆材表面にある雪の滑落を妨げる突出物やネット等を除去する。

(3) 外張りフィルムのたるみをなくす。

(4) 作物を栽培していないハウスでは、被覆資材を取り外す（特に、水稻育苗ハウス）。

II 降雪時の対策

1 融雪対策

(1) 内部被覆（内張りカーテン）を一部または全部開放し、暖気や地熱の放射で融雪する。

(2) サイド被覆の巻上げは、完全に下ろさず、スソギリギリで止める（完全に下ろすと積雪で開けられなくなる場合があるため）。

(3) 暖房機のあるハウスでは、雪の降る前から通常よりやや高めの温度設定で加温する。

(4) 連棟ハウスでは、谷部分の融雪を促すように暖房のダクトを配置する。

(5) ウォーターカーテンのあるハウスでは、雪の降る前から水を流しハウス内の保温に努め、雪が積もらないようにする（雪が積もってからでは溶けにくい）。


(6) 積雪後に融雪を目的とした散水はしない（雪が水分を含むことにより重さが増し、倒壊の危険が高くなるため）。

2 除雪

- (1) 積雪時は、早めに雪下ろしをする。
- (2) ハウス側面の除雪を徹底する。
- (3) ハウスの片側に積雪が偏らないように除雪する。
- (4) 農業用トラック、集乳車、飼料配送車等の進入路を確保する。


Ⅲ 事後対策

- (1) ハウス各部の損傷や緩み等を点検する。
- (2) 地温の低下を防ぐため、マルチ等の昇温対策をする。
- (3) ハウス内の湿害を避けるため、融雪水を排水する。
- (4) 降雪後晴れると、ハウス・トンネル内の温度が急速に上がることがあるので、換気に注意する。
- (5) 一部倒壊の場合は、施設の補修を行う。作物が生育中の場合は、保温対策としてビニル、保温マット等でトンネル被覆をするか、べた掛け資材を被覆し、保温に努める。
- (6) 制御装置の設定と正常作動を確認する。




気象災害による農業被害を未然に防ぐため、
技術対策情報が[※]携帯電話等に直接メール配信される
「とちぎ農業防災メール」のご登録をお願いします！

併せて、気象警報・注意報等が直接メール配信される
「栃木県防災メール」のご登録をお願いします！



↑「とちぎ農業防災メール」
登録はコチラから



↑「栃木県防災メール」
仮登録はコチラから